

救急医療の地域医療連携に係る医療機関一覧

医療機関前救急

医療機能基準	市町名	問い合わせ先（救急の場合は、119番へ）
医療機関前救護	霧島市	霧島市消防局（ホームページ参照） 電話 0995（64）0119
	始良市	始良市消防本部（ホームページ参照） 電話 0995（63）3287
	伊佐市 湧水町	伊佐湧水消防組合（ホームページ参照） 電話 0995（22）0119

初期救急医療・第二次・第三次救急医療

医療機能基準	市町名	対応医療機関	問い合わせ先（救急の場合は、119番へ）
初期救急医療	霧島市	平日夜間・休日夜間 夜間救急診療 ＜内科・外科＞ 任意応需 ＜内科・外科＞ 休日昼間 在宅当番医制 ＜内科・外科＞	始良地区医師会による在宅当番医制参加医療機関 ・霧島市役所（広報誌及びホームページ参照） （日曜・祝日在宅医一覧表） ・霧島市消防局 電話 0995（64）0119 ・始良郡医師会（ホームページ参照） （休日在宅医・救急医療活動）
	始良市	＜内科・外科＞ 輪番制 ＜小児科・眼科＞	始良地区医師会による在宅当番医制参加医療機関 ・始良市役所（広報誌及びホームページ参照） （休日在宅医） ・始良市消防本部（ホームページ参照） 電話 0995（63）3287 ・始良地区医師会（ホームページ参照） （休日在宅医・救急医療活動）
	伊佐市 湧水町	平日夜間・休日夜間 任意応需 （かかりつけ医等） 当番医 休日昼間 在宅当番医制 ＜内科・外科＞ 眼科随時対応 県立北薩病院 ＜小児科＞	伊佐市医師会・始良地区医師会による在宅当番医制参加医療機関 ・伊佐市役所（広報誌及びホームページ参照） （休日当番医） ・湧水町役場（広報誌及びホームページ参照） （夜間・休日の当番医） ・伊佐湧水消防組合（ホームページ参照） 電話 0995（22）0119 ・伊佐市医師会（ホームページ参照） （休日在宅医表） ・始良地区医師会（ホームページ参照） （休日在宅医・救急医療活動）
第二次救急医療	霧島市	病院群輪番制	・霧島市消防局（ホームページ参照） 電話 0995（64）0119
	始良市		・始良市消防本部（ホームページ参照） 電話 0995（63）3287
	伊佐市 湧水町		・伊佐湧水消防組合（ホームページ参照） 電話 0995（22）0119
第三次救急医療	霧島市	鹿児島市立病院救命救急センター	・霧島市消防局（ホームページ参照） 電話 0995（64）0119
	始良市		・始良市消防本部（ホームページ参照） 電話 0995（63）3287
	伊佐市 湧水町		・伊佐湧水消防組合（ホームページ参照） 電話 0995（22）0119

始良・伊佐保健医療圏域における救急医療連携体制の医療機能基準

【病院前救護】

住民等により、適切な救急蘇生法及び速やかな救急搬送要請が実施できる。
救急救命士等による適切な活動及び医療機関への直接搬送を行う。

【初期救急医療】

休日又は夜間における比較的軽症な疾病，外傷等の救急患者に対応できると同時に，必要に応じて二次救急医療機関への搬送ができる。

【二次救急医療】

休日又は夜間における入院治療を必要とする重症患者に対応できる。
初期救急医療機関からの紹介及び救急搬送による患者の診療を行う。

【三次救急医療】

24時間診療体制で，重篤救急患者に対応できる。

県の救急医療の連携体制基準

	救 護	救命医療	入院救急医療	初期救急医療	救命後の医療
目標等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の者による救急要請 ・救急蘇生法の実施 ・MC体制による救急救命士の適切な活動 ・救急医療の理解を深めるための地域住民への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な情報や救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養希望者への退院支援 ・合併症，後遺症のある患者に対する慢性期の医療の提供
医療機関(例)		<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院 ・共同利用型病院 ・救急告示医療機関等 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間急患センター ・休日や夜間に対応できる医療機関・薬局 ・在宅当番医 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養病床又は精神病床を有する病院 ・回復期リハビリテーション病棟を有する病院
求められる機能等	<ul style="list-style-type: none"> 【住民等】 ・救急要請・救急蘇生法の実施 ・かかりつけ医の活用 【消防本部】 ・実施基準に基づく適切な搬送及び医療機関の選定 ・精神科救急医療体制の連携 ・救急蘇生法等に関する講習会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な救急患者の常時受入 ・高度な治療に必要な施設及び設備の充実 ・知識・経験を有する医師の常駐(救急科専門医等) ・急性期のリハビリテーションの実施 ・MC体制の充実 ・地域の救命救急医療の充実強化への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験を有する医師の常駐 ・必要な施設・設備の充実 ・早期のリハビリテーションの実施 ・初期救急医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・医療従事者に対する必要な研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急患者に対する外来診療 ・近隣医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・対応可能時間等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・気管切開等のある患者の受入体制 ・遷延性意識障害等の後遺症を持つ患者の受入体制 ・精神疾患と身体疾患を合併する患者の受入体制 ・居宅介護サービスの調整
連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・レスポンス・タイムの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施基準に基づく適切な患者の搬送及び医療機関の選定・受入れ，治療開始までの時間短縮 ・退院困難者の受入医療機関との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・退院困難者の受入医療機関との連携 ・夜間救急薬局等との連携 	

県の救急医療の連携体制図

